

令和5・6年度佐賀市上下水道局競争入札参加資格申請(配水管布設工事) における審査内容について

1 参加資格

- (1) 佐賀市上下水道局指名競争入札参加者の資格審査及び指名に関する内規第2条各号に該当しないものであること。
- (2) 建設業のうち「水道施設工事」及び「管工事」の許可を受けていること。
- (3) 前号許可業種の経営事項審査を受けており、申請日時点で有効な総合評定値通知書を提出できること。
- (4) 日本水道協会が主催する「配水管工技能講習会Ⅰ」を受講した「配水管技能者」を有していること。
- (5) 佐賀市内に本店を有していること。
- (6) 市区町村税及び国税を完納していること。
- (7) 佐賀市の令和5・6年度建設工事競争入札参加資格を申請し、佐賀市電子入札システムに参加できる見込みであること。

2 具体的な評定点の策定基準

(1) 客観点

経営事項審査の建設業許可業種『水道施設工事』で許可権限者が算定した評点（経審点）に応じ、次のとおり加点する。

事項名	評価項目	評価期間	評価基準
客観的 事項	総合評定値	最新の通知書	経営事項審査（全国基準）で、競争参加資格申請の直前に通知を受けた水道施設工事の総合評定値（P点）に0.5を乗じた点数（小数点以下の端数は切り捨て）

(2) 主観点

①工事成績1

評価期間（令和3年1月1日から令和4年12月31日まで）内に竣工した配水管布設工事における工事評定の平均点において、70点を基準（加点0点）とし、工事評定1点ごとに20点ずつ加（減）点する。

なお、加（減）点後の点数に小数点以下の数字がある場合は、四捨五入する。

但し、特殊工事（鉄道の軌道直下、鉄道の軌道近接）における工事評定については、評価期間を設けない。

《例》 工事評定の平均点が75.77点の場合

$$(75.77 - 70) \times 20 = 115.4 \text{ 点}$$

※四捨五入により、工事成績1の評定点は「115点」となる。

②工事成績 2

評価期間（令和3年1月1日から令和4年12月31日まで）内に竣工した配水管布設工事における工事評定の個別評点において、70点を基準（加点0点）とし、工事評定1点ごとに2点ずつ加（減）点する。

③配水管技能者在籍者数に対する加点

配水管技能者1人あたり10点を加点する。

④配水用ポリエチレン管の施工講習受講者に対する加点

配水用ポリエチレンパイプシステム協会又は配水用ポリエチレン管取扱いメーカーの施工講習の受講者1人あたり1点を加点する。

※上限を5点とする。

⑤「管工事」への配慮

経営事項審査の建設業許可業種『管工事』で許可権限者が算定した評点（経審点）に0.1（配水管に対する給水管の発注実績）を乗じて算定した評点を加点する。（小数点以下の端数は切り捨て）

⑥⑦災害協定締結業者への配慮

災害時における「応急復旧」「応急給水」「応援派遣」に関する協定締結業者に対する配慮として、10点を加点する。

また、当該協定に基づく応急復旧、応急給水又は応援派遣業務に従事した業者に対し、さらに10点を加点する。なお、評価期間は①及び②の評価期間に準ずる。

⑧エコアクション21の取得に対する加点

エコアクション21の取得に対し加点する。

ただし、経営事項審査において、ISO14000シリーズの取得に対して加点されている場合は、エコアクション21への加点は行わない。

事項名	評価項目	評価期間	評価基準
主観的 事項	エコアクシ ョン21 資格	申請日現在の 取得	エコアクション21取得に対し3点加点

⑨障がい者雇用（上限10点）

法定雇用達成者 10点加点

法定雇用の義務付け者以外の者で雇用があるもの 10点加点

⑩ 社会貢献

(1)評価期間（令和2年12月1日から令和4年11月30日まで）内に、市内における清掃活動等の社会奉仕活動に法人として2人以上で参加した場合、1回につき3点加点

(2)「こども110番の家」または「こども110番の工事現場」への登録 3点（どちらか一方で）加点

(3)「子どもへのまなざし運動」への登録 5点加点

※「こども110番の家又はこども110番の工事現場」と「子どもへのまなざし運動」の同時加点は行わない。

(4)「消防団協力事業所」への登録 5点加点

※上限を25点とする。

⑪災害復旧工事受注

1件につき2点加点（上限10点）

評価期間（令和3年1月1日から令和4年12月31日まで）内において開札した配水管布設工事の一般競争入札又は指名競争入札の案件（随意契約は対象外）

⑫指名停止による減点

過去2年間（評価期間は下表参照）において、指名停止処分を受けた業者については停止期間の月数に応じて減点する。

事項名	評価項目	評価期間	評価基準
主観的 事項	指名停止	令和2年12月1日～令和4年11月30日まで	指名停止期間の月数（1月未満は切り上げ）に5点を乗じた点数を減点する。

3 客観点及び主観点の合計額を評定点とする。